一般事業主行動計画

社会福祉法人 土佐希望の家

職員が仕事と育児を両立させることができ、職員全体が働きやすい環境を整備することによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法に基づき次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間

2 内容

目標 育児をする職員の仕事と家庭の両立を支援する。

対策①子の看護休暇 (1 人 5 日、2 人以上 10 日) は無給であるが、賞与及び定期昇給の 算定には反映させないように規程を変更する。 (平成 23 年 4 月 1 日から)

②「育児休業制度」をはじめ、現在行っている支援内容の周知を徹底する。

(計画期間中)

③育児休業中の職員に「希望の家通信」や「病棟お便り」を送る。

(計画期間中)

④妊婦及び子育て中の職員への配慮マニュアルを作成する。

(平成23年度中)